

陳 情 文 書 表 （令和4年6月17日定例会提出）

陳情第9号

中国共産党による臓器収奪の即時停止並びに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情

令和4年6月9日受理

陳情者



井田 敏美

（陳情の趣旨）

中国共産党による臓器収奪を非難し、法輪功に対する迫害に代表される種々の人権侵害の即時停止を求める意見書を日本政府に提出することを要望する。

（陳情の理由）

中国では、国際社会からの度重なる非難にもかかわらず、依然として種々の深刻な人権侵害が行われています。中でも最たるものは臓器収奪で、臓器移植のために不当に身柄を拘束した人たちから、生きたまま臓器を強制的に摘出することです。これは数量がおびただしい上に、刑務所、警察、病院、軍、衛生管理部門が絡む行為であり、実質上国家犯罪と言えます。

にわかには信じ難いことですが、2006年の告発を受けて行われた海外の著名弁護士らによる詳細な調査によって、それが紛れもない事実だということが明らかになりました。それを受け、2013年に欧州議会で、2016年には米国議会で非難決議案が採択され、2019年には英国で行われた中国民衆法廷の最終裁定で「臓器収奪は、中国全域で、何年にもわたり、かなりの規模で行われてきており、法輪功学習者がおそらく主な臓器源である」と結論づけられました。さらに、2022年5月5日には、欧州議会で2度目の非難決議案が採択されました。これらの決議案ではいずれも、臓器収奪の主たる対象は法輪功学習者だと言及されています。

中国の伝統的な気功修練法である法輪功は、1999年から中国共産党政府による大弾圧を受け続けており、臓器収奪の主たる対象とされてきました。人道に反する犯罪であるだけでなく、我が国にとって決して対岸の火事ではありません。

（1）我が国ではいまだ、不透明な臓器移植が行われている国で移植を受けることを禁ずる法整備が行われていないため、海外への移植をあっせんする業者もネット上で公にPRし、日本人が中国へ渡航して臓器移植を受けるケースが見られます。その場合、収奪された臓器が使われる可能性が極めて高く、そうなれば日本人が間接的に犯罪に加担したことになります。

（2）人権を重んじ、国際人権規約に批准している我が国は、他国で行われている人権侵害をも注視し、必要に応じて強く非難する責任があります。中国で行われている法輪功に対する迫害並びに臓器収奪に対しては、これまで欧米諸国による強い非難が出ており、それにより中国国内では強制労働施設が解体されるなど、一定の効果がありました。日本は隣国であり、友好関係を推進するだけでなく、改めるべきところはきちんと指摘することが求められています。

（3）中国共産党の法輪功に対する迫害が始まって以来、日本人の配偶者や義理の親、日本国籍に帰化した人の親族、日本定住の中国人の親族などが、法輪功を修練しているというだけで、中国国内で不当に身柄を拘束され迫害を受けるというケースが多々発生しており、中国における法輪功迫害並びに臓器収奪は、直接日本と関わる問題になっていると言っても過言ではありません。

（4）日本国内での孔子学院の設立や千人計画への日本人研究者の取り込みのほか、政財界にも中国共産党政権の影響がかなり浸透してきていると言われる中、中国の人権侵害に対して毅然とした態度を取ることは、我が国に災いが及ばないようにし、ひいては国益につながるものと思われます。